業務体制の概要票(薬局)

薬局の名称　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　年　　月　　日現在

※（　　　）内に該当する数字を、また、結果欄の適、不適又は非該当に○を記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令の内容 | 結　果 |
| 1 | 薬局の開店時間内は、常時、調剤に従事する薬剤師が勤務しているか。 | 適・不適 |
| 2 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一日平均取扱処方箋数（　　　　　枚）≧　　　　調剤に従事する薬剤師の員数（　　　　　人）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　４０ | 適・不適 |
| 3 | 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する薬局では、常時、医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師が勤務しているか。 | 適・不適非該当 |
| 4 | 第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与する薬局では、常時、医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者が勤務しているか。 | 適・不適非該当 |
| 5 | 営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内は、情報の提供又は指導を行うための体制を備えているか。 | 適・不適 |
| 6 | 調剤に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和　　　　開店時間の一週間の総和≧（　　　　　時間）　　　　　　　　　　　　　（　　　　　時間） | 適・不適 |
| 7 | 要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和（　　　　　　　時間）≧要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和（　　　　　　時間）要指導医薬品並びに一般用医薬品の情報の提供及び指導を行う場所の数（　　　　　ヶ所） | 適・不適非該当 |
| 8 | 要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和（　　　　　　　時間）≧２薬局の開店時間の一週間の総和（　　　　　　　時間） | 適・不適非該当 |
| 9 | 要指導医薬品又は第一類医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和（　　　　　　　時間）要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所並びに第一類医薬品の情報の提供を行う場所の数（　　　　　　ヶ所）≧要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和（　　　　　　時間）要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和（　　　　　時間） | 適・不適非該当 |
| 10 | ≧要指導医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和（　　　　　　時間）２要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和（　　　　　　時間） | 適・不適非該当 |
| 11 | ≧第一類医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和（　　　　　　時間）２ | 適・不適非該当 |
| 12 | 調剤の業務に係る医療の安全を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられているか。 | 適・不適 |
| 13 | 情報の提供及び指導その他の調剤の業務に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられているか。 | 適・不適 |
| 14 | 情報の提供及び指導並びに情報の提供その他の医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられているか。 | 適・不適 |
| 薬局開設者は次に掲げる事項を講じているか。一　医薬品の使用に係る安全な管理(以下「医薬品の安全使用」という。)のための責任者の設置二　従事者から薬局開設者への事故報告の体制の整備三　医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施四　医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供及び指導のために必要となる情報の収集その他調剤の業務に係る医療の安全及び適正な管理並びに医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理の確保を目的とした改善のための方策の実施 | 適・不適 |

薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（抄）

(昭和三十九年二月三日)(厚生省令第三号)

(薬局の業務を行う体制)

一　薬局の開店時間内は、常時、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が勤務していること。

二　当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の員数が当該薬局における一日平均取扱処方箋数を四十で除して得た数以上であること。

前年における総取扱処方箋数(前年において取り扱つた眼科、耳鼻咽喉科及び歯科の処方箋の数にそれぞれ三分の二を乗じた数とその他の診療科の処方箋の数との合計数をいう。)を前年において業務を行つた日数で除して得た数とする。ただし、前年において業務を行つた期間がないか、又は三箇月未満である場合においては、推定によるものとする。

三　要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する営業時間内は、常時、当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師が勤務していること。

四　第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与する営業時間内は、常時、当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者が勤務していること。

五　営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内は、調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は調剤された薬剤若しくは医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者から相談があつた場合に、法第九条の三第四項、第三十六条の四第四項、第三十六条の六第四項又は第三十六条の十第五項の規定による情報の提供又は指導を行うための体制を備えていること。

六　当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和が、当該薬局の開店時間の一週間の総和以上であること。

七　要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、当該薬局において要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和を当該薬局内の要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所並びに第一類医薬品の情報の提供を行う場所の数で除して得た数が、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和以上であること。

八　要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和が、当該薬局の開店時間の一週間の総和の二分の一以上であること。

九　要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、当該薬局において要指導医薬品又は第一類医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和を当該薬局内の要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所並びに第一類医薬品の情報の提供を行う場所の数で除して得た数が、要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和以上であること。

十　要指導医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、要指導医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和が、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和の二分の一以上であること。

十一　第一類医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、第一類医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和が、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和の二分の一以上であること。

十二　調剤の業務に係る医療の安全を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられていること。

十三　法第九条の三第一項及び第四項の規定による情報の提供及び指導その他の調剤の業務に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修の実施その他必要な措置が講じられていること。

十四　医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、法第三十六条の四第一項及び第四項並びに第三十六条の六第一項及び第四項の規定による情報の提供及び指導並びに法第三十六条の十第一項、第三項及び第五項の規定による情報の提供その他の医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修(特定販売を行う薬局にあつては、特定販売に関する研修を含む。)の実施その他必要な措置が講じられていること。

２　前項第十二号から第十四号までに掲げる薬局開設者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。

一　医薬品の使用に係る安全な管理(以下「医薬品の安全使用」という。)のための責任者の設置

二　従事者から薬局開設者への事故報告の体制の整備

三　医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施

四　医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供及び指導のために必要となる情報の収集その他調剤の業務に係る医療の安全及び適正な管理並びに医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理の確保を目的とした改善のための方策の実施